

◎防災サポーター運営細則

《防災会規約第7条③-2に基づくもの》

平成26年11月24制定（稲荷台3丁目自主防災会「防災サポーター」設置要綱）

令和4年4月17日 改訂（簡略化）

第1条 防災会本部との関係

本部役員会の窓口

- ・防災サポーターに対する本部役員会の窓口は、町内会の防災防犯担当理事を兼務する副本部長とする。

業務遂行の詳細ルール策定

- ・防災サポーターが業務を遂行する上での基準、ルール等は、必要に応じ適宜、防災サポーターと本部役員との協議により定める。

第2条 防災サポーターの選任等

①防災本部長は、町内有志（※参照）の中から、防災に対する関心、知識、経験、ノウハウ等を勘案の上、防災サポーターに委嘱する。

（※参照）町内会有志には主婦など女性を含むものとする。女性の視点から防災活動の充実に活躍されることを期待するものである。

- ・なお、防災本部長は、必要に応じ適宜、全町内会員に対し防災サポーター就任の意思を確認する機会を設けることとする。

②防災サポーターの任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

③リーダーの選任と役割

- ・防災サポーターは、互選によりリーダーを選任する。
- ・リーダーは、防災サポーターを取り纏める。
- ・リーダーは、防災サポーターを代表して防災会議、防災本部役員会、及び町内会総会に出席し、説明もしくは意見を述べる事が出来るものとする。

第3条 防災サポーターが補助・支援する業務～

防災サポーターが本部役員会の協力要請を受けて補助・支援する業務は、次のとおりとする。必要に応じ、年度単位で見直しを行うものとする。

《平常時》

防災訓練計画・実施の助言・支援

- ・防災サポーターは、防災訓練計画（訓練内容、実施時期、費用等）の立案にさいし、本部役員からの諮問に対し知見に基づいた助言をする。
- ・防災サポーターは、防災訓練の実施に支援・協力をする。

町内パトロール実施の支援

- ・本部役員と協力して、町内パトロールを行う。
- ・町内パトロールの時間・ルート等の実施細目は、本部役員と防災サポーター世話役で協議し、決定する。（※現状は、月4回 夕方2回、夜2回）

- ・パトロールにおいては、防災、防犯両面から町内の状況を把握し、問題を発見した場合には速やかに対処する。（＊防犯幟、街路灯の点検、不審者の目視等）

《緊急時》

災害対策本部員としての諸活動

- ・大地震等が発生した場合（＊震度 6 弱が目途）、防災サポーターは自ら(家族を含む)の安全確認と必要な措置を講じた上で、可能な場合には速やかに災害対策本部（新堀公園若しくは町内会館）に駆けつけ本部要員に加わる。

- ・防災サポーターは、災害対策本部の初期対応として、本部長の指揮の下、本部役員、地区防災委員等と協力しながら、町内会員の安否、要援護者支援の要否、火災及びガス漏れ発生の有無の確認を行う。

- ・また、防災サポーターは、被災の状況や事態の推移の中で、災害対策本部として対応が必要かつ優先度の高い事項について、本部長の指揮の下、本部役員、地区防災委員等と協力しながら、フレキシブルに活動する。